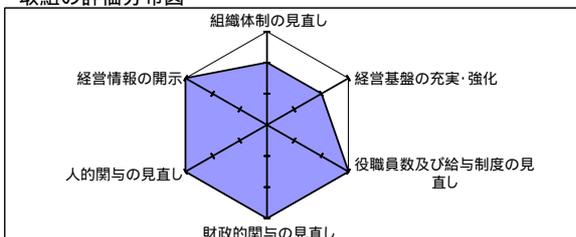


## 出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している。
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している。
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	十分達成している

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

## (1) 組織体制の見直し

【評価: ある程度達成している。】

18年度から県職員の派遣が取り止めとなったことから、3係体制とし命令系統を明確にするとともに、プロパー職員を係長へ2名登用し職務遂行体制を強化した。また、経営の効率化及び経費節減のため、プロパー職員に1時間の時差出勤を導入した。現在非常勤である常務理事の常勤化や無報酬である役員への報酬の支給は、責任ある体制を確立するためには望ましいが、厳しい財政状況にあるため、今後とも継続して検討していく。

## 【19年度2次評価に対する対応】

・非常勤である常務理事の常勤化については、財団の財政状況が大きな判断材料となるが、20年度においても引き続き厳しい財政状況にあるため実施できていない。このことについては、今後とも中長期的な課題として取組むこととする。

## (2) 経営基盤の充実・強化

【評価: ある程度達成している】

18年度からの県職員の派遣取り止めや19年度に一部県の委託事業が廃止されたことなどから、県からの委託料は前年度より5,865千円減少し64,342千円となった。これは収入の72.9%を占めている。17年度の基本財産の運用益は、12,000千円程度であったが、17年度国債の買い替えにより、19年度の運用益は14,903千円となった。また、17年度から当期正味財産増加額がプラスに転換し、19年度は18年度に引き続き利用料金収入の増加に努めるとともに、徹底した経費節減を行うことにより、当期正味財産が1,677千円の増加となった。

## 【19年度2次評価に対する対応】

・女性総合センターの利用者数を、今回の改革実施計画の取組指標に設定した。施設パンフレットの関係者への積極的な配布による施設PRや、来館者からの意見・要望を取り入れた施設改善への取組みなどにより、今後も施設利用者の増に努めることとする。

・施設のパンフレット作成やホームページ作成による利用料金収入の増加への取組み、有料の講師派遣事業の実施、可能な限りの光熱水費の節約、事務コストの縮減などにより収入増と経費節減に努めている。

・県は総合企画的な事業、当法人では専門性を生かした事業（講座開催、相談業務、団体等のネットワークづくり）や県下全域を対象とした事業に取り組み、限られた財源を集中化、重点化し成果の向上に努めている。特に、市町で講座開催等の事業を実施する際には、市町の要望を取り入れるなど効果的な事業の実施に取組んでいる。

・事業の成果は、財団が年に1度情報誌を作成し、行政機関、女性団体など関係者に配布するとともに、ホームページに掲載しており、今後とも県民への周知に取組むこととする。

## (3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している】

17年度は、職員16名（常勤職員7名、非常勤嘱託職員5名、臨時職員4名）、18年度からは県派遣職員3名の引き揚げなどにより、職員14名（常勤職員5名、非常勤嘱託職員7名、臨時職員2名）、19年度は事業廃止により1名減の職員13名（常勤職員5名、非常勤嘱託職員7名、臨時職員1名）、20年度も職員13名（常勤職員5名、非常勤嘱託職員7名、臨時職員1名）で運営している。また、19年度から17人いた役員を11人に減員している。

職員の給料は、18年度より10%減額を実施しており、また、19年度より退職手当を20%減額する規程改正を行った。

## 【19年度2次評価に対する対応】

・現在も副理事長は空席となったままであるため、引き続き検討することとする。

・現在の職員数は、事業量に見合ったものであり、今後とも、事業量に見合った適正な職員数に留意することとする。

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

## (1) 財政的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

18年度から、県からの派遣職員は全員引き揚げ、人件費補助を廃止した。

## 【19年度2次評価に対する対応】

・現在、県からの委託業務は指定管理業務だけであり、今後とも、財団が実施する専門性や独自のネットワークが効率的かつ効果的に発揮される事業（地域を重視した啓発活動の実施、グループ支援、DV被害者支援等）に限定した業務委託を行うこととする。

## (2) 人的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

県派遣職員を17年度末、全員引き揚げている。

## 【19年度2次評価に対する対応】

・県職員OBは、役員は常務理事（館長）及び監事、職員は次長の計3名であるが、当法人が県との十分な連携をとるため必要である。また、18年度より、指定管理者制度の導入に伴い、県派遣職員は0としているが、現在もこれを維持している。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: 十分達成している】

経営情報等については、県ホームページで公開していたが、18年度より当財団ホームページでも公開し、県民が閲覧できるようにしている。

## 【19年度2次評価に対する対応】

・18年度から財団ホームページで寄附行為、役員名簿、財務諸表を公開し、県民が閲覧できるようにしている。

## 4 総合的評価

利用料金増などの収益確保への取り組みや、専門性・独自性を生かした事業の実施など、当法人の自主性・自律性の向上に向けた取り組みはある程度達成できている。

県職員の派遣を18年度から廃止したことにより、県による直接的な人的関与及び財政的関与はなくなり、県の関与の適正化は達成できている。

当法人の経営情報は、財団ホームページで公開するなど経営情報等の積極的な開示は達成できている。

20年度は、引き続き上記に取り組むとともに、さらに収益の確保と経費節減に努め、経営基盤の充実・強化に取組み、限られた財源の中で当法人の専門性などが最も効果的に発揮できる事業を実施することとする。